

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく令和 3 年度取組状況報告書



札幌市子どもの権利総合推進本部

○第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組	1
子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況	1
子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）	2
子どもの権利に関する教育委員会の取組	3

II 取組の状況（推進計画の基本目標ごとの主な取組状況）

基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施	4
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業	5
(3) 学校教育における理解促進に向けた取組	6

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進	9
(2) 施設や地域における子どもの参加の促進	11
(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	12

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり	13
(2) 子どもが安心して暮らせる環境づくり	14
(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援	16

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	17
(2) 児童虐待への対応	19
(3) 権利侵害を起こさない環境づくり	20

III 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営	22
2 第3次子どもの権利に関する推進計画	22

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組

○ 主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- ・「子ども議会」に子ども議員 17 名・サポーター 3 名が参加し、札幌のまちづくりについて考えた成果を発表
- ・「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」に計 226 通の回答
- ・「子どもの権利条例」を制定している奈井江町、北広島市、長野県松本市との「4 まち交流事業」をオンラインで開催

○ 主な理解促進・意識向上の取組

- ・学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布（小学 4 年・中学 1 年生全員）
- ・市内の認可保育所・幼稚園等の 3 歳児クラスの保護者を対象に、乳幼児保護者向けリーフレットを配布
- ・市内 3 か所において、子どもたちから作品を募集した「子ども権利 せんりゅう・ポスター展」等を開催

子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況

令和 2 年度から毎年実施している「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果から、推進計画の成果指標の状況を把握し、取組の検証や計画策定の基礎資料として活用している。

指標	対象	平成 30 年度※1	令和 2 年度※2	3 年度※2	目標値 (令和 6 年度)
自分のことが好きだ と思う子どもの割合	子ども	67.4%	67.6%	67.3%	80.0%
子どもの権利について の認知度	子ども	61.4%	71.0%	70.2%	75.0%
	大人	61.0%	63.1%	69.7%	75.0%
子どもの権利が大切に されていると思う 人の割合	子ども	63.8%	62.3%	58.5%	70.0%
	大人	49.2%	50.7%	53.0%	65.0%

※1 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

【まとめ】

推進計画の成果指標について、令和 3 年度「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果では、大人はいずれの指標も前年に比べて上昇しているが、子どもでは「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」が低下しており、長引くコロナ禍により学習の機会や参加の機会が減少していることにも影響されているものと考えられる。

今後、子どもの体験や参加の機会を確保していくとともに、さらに子どもの権利の理解促進に向けた普及・啓発を進め、いじめ・虐待など権利侵害からの救済活動の充実を図りながら、より一層子どもの権利保障の推進に取り組んでいく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

○ 相談件数

年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
実件数	943 (13.2%増)	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)
延べ件数	3,299 (6.2%減)	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)

() は前年度比

- ・ 令和 3 年度の相談件数は、実件数 948 件、延べ件数 2,886 件
- ・ 前年度に比べ、実件数は 7.5%増加しているが、延べ件数は 10.7%減少している

○ 「調整活動」の件数（調整先別）

調整先	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
学校	13	13	9	11	18
その他 (うち虐待通告)	5 (0)	7 (1)	5 (1)	9 (3)	33 (4)
合計	18	19*	13*	19*	32*

※ 調整先が複数となるケースがあるため、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

- ・ 調整活動は 32 件実施。
そのうち、学校を調整先とする案件は 18 件となっている。
- ・ 令和 3 年度における学校以外の調整先
児童相談所（家庭児童相談室含む）（15 件）、区役所（3 件）、市教育委員会（3 件）、放課後等デイサービス等（2 件）、病院等（2 件）、北海道警察（1 件）、札幌法務局（1 件）、興正児童家庭支援センター（1 件）、若者支援総合センター（1 件）、その他（4 件）

○ 救済の申立て

- ・ 令和 3 年度は救済の申立てが 1 件寄せられたが、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第 38 条第 7 号により調査対象外とした。

○ 新たな広報活動等

- ・ 子どもだけでなく、保護者に対しても、子どもの権利及び子どもアシストセンターについて日常的に目にする機会を増やし、一層の周知を図るため、大人向けのステッカーを作成し、保育所等の保育施設や、各区役所、市営地下鉄駅構内などの公共施設に配布した。また、札幌市子ども未来局公式 Twitter に子どもアシストセンターの情報や相談を促すメッセージを定期的に投稿し、機関の周知を行った。

子どもの権利に関する教育委員会の取組

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めた。

○教職員向け研修

校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」・中堅教諭等資質向上研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピア・サポート*に関連した演習などを行った。

※ 子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利」 講義「子どもの貧困対策」 講義「子どもアシストセンター」	園長・校長 61名
中堅教諭等資質向上研修	講義「子どもの権利」 講義「子どもの貧困対策」 講義「子どもを虐待から守る」 講義「子どもアシストセンター」 講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」	対象教員 230名
初任段階における研修「1年次研修」	講義「子どもの権利」 講義「子どもの貧困対策」 講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」	対象教員 300名
教育センター研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 71名
	講義「不登校への対応を学ぶ」	教員 73名
	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」	教員 175名
	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐ ピア・サポートについて」	教員 53名
	講義「不登校への対応」	教員 92名
	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談」	教員 89名
	講義「法的視野での危機管理能力～子どもの権利や命を守る～」	教員 30名
幼小中学校合同教育課程研究協議会	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した	園長、校長、教員 824名

Ⅱ 取組の状況

(第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本施策ごとの主な取組状況)

基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	子ども用パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	子どもの権利 PR チラシ (一般・高校生)	高等学校、小学1年生全員の保護者など
	3つ折リーフレット	一般
	乳幼児保護者向けリーフレット	保育所、幼稚園等の3歳児クラスの保護者、子育てサロン、両親教室等の参加者
	母子健康手帳※ ¹	妊娠届提出時に配布
	子育てガイド	乳幼児全戸訪問時に配布
子どもアシストセンター	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館などで貸出
	子ども用チラシ	小学1年・小学4年・中学1年生全員
	子ども用カード	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員、児童会館利用の児童生徒
	子ども向け PR ステッカー (掲示用)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、児童会館、フリースクール等
	大人向け PR ステッカー (掲示用)	保育所・幼稚園・認定こども園、区役所、地下鉄駅、公共施設等
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会	

※1 保健所で作成

② 広報紙 (ニュースレター)

子どもの権利に関する広報紙、子どもの権利救済機関の広報紙を発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
子ども通信 (子ども向け)	市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談事例など (年1回発行)

③ 出前講座等

学校関係者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。コロナ禍により、出前講座の申し込みが減少している中、オンラインによる出前講座の実施や動画配信による研修を実施するなど、感染拡大防止に努めた取組を行った。

《実績》

年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
実施数	102	99	63	22	27*

※出前講座等対象の内訳：子ども（5）、学校関係者（5）、地域団体等（6）、その他（11）

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

① 子どもの権利 せんりゅう・ポスター展

より多くの子どもが子どもの権利について考えてもらえるよう、子どもの権利をテーマにせんりゅうとポスター作品を募集。せんりゅう、ポスターあわせて991作品と多くの作品の応募があり、その中から入選した奨励賞以上の作品は、ホームページで掲載したほか、市内3か所にて展示した。

優秀賞以上の作品は、啓発カレンダーに掲載し、市内の学校や関係機関に配布した。



ランドセル
僕は桃色
好きな色

▲ポスター部門及びせんりゅう部門の最優秀作品

《展示》

期間	場所
令和3年11月1日(月) ～11月19日(金)	札幌市役所地下2階壁面掲示 スペース
令和3年11月16日(火) ～11月23日(火祝)	アリオ札幌1階ロフト前広場
令和3年11月25日(木) ～11月29日(月)	札幌駅前通地下広場(チ・カ・ホ) 憩いの空間



▲チ・カ・ホ展示の様子

② ラジオによる広報

さっぽろ子どもの権利の日の前日である11月13日にS T Vラジオごきげんようじ内「さっぽろ耳寄り情報」にて、子どもの権利の普及・啓発及び子どもアシストセンターの紹介を行った。

また、子どもの権利について広く世の中に伝え考えるきっかけとすることを目的に、子どもに関する活動をしている札幌市内の民間の団体が共同開催した「Sapporo・チャイルド・ライツプロジェクト」の内容紹介を併せて行った。

(3) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び中堅教諭・初任者を対象とした研修や一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全幼稚園・小中学校参加の「幼小中学校合同教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間：令和3年5月17日（月）～令和3年6月23日（水） 新任管理職研修受講者（園長・校長 61名視聴）
内 容	講義「子どもの権利」他 講師：子) 子どもの権利推進担当係長、他 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実に関わる資料を提供した。（コロナ禍のため、対面での講義を中止し、動画視聴による研修を実施）

【中堅教諭等資質向上研修】

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間：令和3年6月8日（火）～令和3年8月31日（火） 中堅教諭等資質向上研修受講者（小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 230名視聴）
内 容	講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実際」 講義「子どもの権利」他 講師：教) 教育課程担当課指導主事 子) 子どもの権利推進担当係長、他 校内外でこれから中心的な役割を担っていく中堅教諭に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。（コロナ禍のため、対面での講義を中止し、動画視聴による研修を実施）

【初任段階における研修「1年次研修」】

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間：令和3年6月17日（木）～令和3年7月7日（水） 初任段階における研修「1年次研修」受講者（小・中・高等学校教諭 300名視聴）
内 容	講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実際」、「子どもの権利」、「子どもの貧困対策」 講師：教) 教育課程担当課指導主事、子) 子どもの権利推進担当係長 子) 子どものくらし支援担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。（コロナ禍のため、対面での講義を中止し、動画視聴による研修を実施）

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	令和3年10月1日(金)～ …教員71名視聴
内 容	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」【動画配信】 講師：教) 児童生徒担当課指導主事 いじめ等のない信頼される学校づくりに向けた取組や、いじめに対する組織的対応の在り方についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和3年7月15日(木)～ …教員73名視聴
内 容	講義「不登校への対応を学ぶ」【動画配信】 講師：教) 教育相談担当課指導主事 本市における不登校施策、各施設の効果的な活用の仕方及び不登校についての基本的な考え方や現状についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和3年7月21日(水)～ …教員175名視聴
内 容	講義「自殺予防の取組」【動画配信】 講師：守村 洋(札幌市立大学准教授) 青少年の抱える問題や自殺の実態や自殺の危険段階に応じた適切な対応についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和3年8月3日(火) …教員53名参加
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師：栗原 慎二(広島大学大学院教授) いじめや不登校の未然防止という観点から、よりよい学年・学級、学校づくりに生かせる理論や日常生活で実践できるピア・サポートについて、講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和3年8月2日(月) …教員92名参加
内 容	講義「不登校への対応」【オンライン】 講師：嶋崎 政男(神田外語大学客員教授) 不登校の要因・背景及び保護者や関係機関との連携・協働についての講義を実施した。
実施日時/対象	令和3年8月2日(月) …教員89名参加
内 容	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談」【オンライン】 講師：嶋崎 政男(神田外語大学客員教授) 教育相談の基礎や基本的な考え方を学ぶとともに、保護者への対応等についての講義を実施した。
実施日時/対象	令和3年10月8日(金) …教員30名参加
内 容	講義「法的視野での危機管理能力～子どもの権利や命を守る～」 講師：田中 燈一(田中法律事務所弁護士) いじめや少年事件の事例及び学校事故の対応についての講義を実施した。

【札幌市幼小中学校合同教育課程研究協議会】

実施日時/対象	令和3年12月7日(火)、8日(水) …市内幼稚園園長、小・中学校校長、教員824名参加
内 容	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した。

② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業を実施した。その取組の一環として「札幌市人権教育フォーラム」を開催し、今日的な人権課題を窓口に、多様性を認め合う学校教育の在り方をテーマにした講演を行った。

【札幌市人権教育フォーラム】

実施日時	動画視聴による研修にて実施 配信期間：令和4年3月1日（火）～令和4年3月31日（木）
内 容	講義「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」 講師：日高 庸晴（宝塚大学看護学部教授）
	子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに向けて教職員が知っておくべきポイント、よりよい学級、学校づくりに生かせる理論や日常生活で実践できる取組等について、講義を実施。

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

① 子ども議会

未来を担う子どもたちに、札幌のまちづくりについて考え発表してもらうことで、市政に対する子どもたちの理解や関心を促進する取組。

子ども議員は2グループに分かれ、市政について、所管課の講義や、市職員との質疑を経て、子ども議員が選んだテーマについて話し合った。

子ども議員の意見は動画にまとめ、市) 市民自治推進課の主催イベントである超まちフェス内で発表した。また、札幌駅前通地下歩行空間にある北2条広場デジタルサイネージに、期間限定で動画を配信した。

《実績》

- 子ども議員：17名
高校生サポーター：3名
会議開催回数：5回
- 発表項目
 - ・地球温暖化と気候変動について
 - ・公共の場が、障がいのある人や高齢者の方にとって、使いやすい場所にするためには



▲話し合いの様子



▲発表動画の様子

② 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。子どもから寄せられた提案・意見(226通)の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報紙に掲載している。



テーマ	主な意見
①みどりの大切さの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやテレビ、YouTubeなどを活用する ・クイズやスタンプラリーなど楽しみながらみどりに触れられるイベントの開催 ・植林イベントを開催し、参加者を「植林ソムリエ」に認定する ・紙芝居や絵本を作って、子どもたちに読み聞かせる
②親しまれる公園を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーや車いすでも通れる広い散歩コースを作るなどバリアフリー化を目指す ・アスレチックやブランコなど人気のある遊具を増やす ・健康遊具を設置する ・遊具で発電できる自然に優しい公園

③ 4まち子ども交流事業

札幌市と同様に「子どもの権利条例」を制定している自治体間において、子どもたちの交流事業を例年実施している。

令和3年度は、冬休み期間中に、奈井江町・北広島市・長野県松本市の子どもたちと「4まち子どもオンライン交流会」を開催。札幌市からは小学6年生が3名、各市町からは小学5・6年生が2名ずつ、合計9名が参加した。

交流会のテーマは「あなたのまち、わたしのまちのいいところ」。自分が住むまちのことや各自がまちづくりのために活動していることを発表し、お互いのまちについて学びあうことで交流を図った。

※奈井江町は、道内で最も早く平成14年に権利条例を制定
北広島市、長野県松本市は、平成24年に権利条例を制定



④ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みが拡大するよう、取組を推進した。

《主な取組》

項目	内容
札幌市制100周年記念事業に向けたワークショップ	札幌市制100周年記念事業の実施にあたり、札幌の未来を担う若者のアイデアを取り入れることを目的としたワークショップを開催。記念式典のプログラムやクロストークの内容等をテーマに、札幌市や記念事業を盛り上げていくためのアイデアを考えた。
みらいIT人材育成事業「さっぽろのマチをマインクラフトでつくってみよう」	小中学生のプログラミング的な思考や、まちづくりへの関心を高めるためのワークショップを開催。3D都市モデルを変換してマインクラフト上に再現した札幌市中心部のデータの活用方法と将来のさっぽろのマチを考えて、参加者同士でシェアリングを行った。
冬季オリンピック・パラリンピック子どもワークショップ	2030年に主役となる子どもたち（小学生4～6年生、中・高校生）を対象に、冬季オリンピック・パラリンピックの理解を深めてもらうことを目的としたワークショップを、コロナ禍に配慮しオンラインにて開催。オリンピックによるオリンピック体験談や、冬季オリンピック・パラリンピックを題材としたグループトークを実施した。

(2) 施設や地域における子どもの参加の促進

① 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させた。なお、例年であれば、地域住民を交えた世代間交流も積極的に行っているが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、実施していない。

② 少年団体の支援

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーの育成をすることで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進する「ジュニアリーダー養成研修」を実施しているほか、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

③ 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o ミドリ（こみどり）」の運営を支援している。C o ミドリでは、プレーパークを実施するほか、子どもたちにとって魅力的な様々な体験プログラムを提供している。

【実績】

- 子どもの体験活動事業（プレーパーク及び体験プログラム）
 - ・ 実施回数 205 日（プレーパーク 143 日、体験プログラム 62 日）
 - ・ 利用人数 5,373 人（子ども 3,792 人、大人 1,581 人）

④ プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

《実績》

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、14名参加 出前講座等：13回、4,961名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 80回 ・参加者数 3,461名

(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により、多く事業が中止となっているが、令和3年度はオンラインを活用するなど、感染防止対策を踏まえた取組増加したことに伴い、昨年度に比べて回復傾向にある。

《子どもの参加 事例数》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
市政への参加※1	62	60	49	29	34
行事等への参加※2	635	614	564	278	344
合計	697	674	613	307※3	378※4

※1 子ども向けのパブリックコメント、アンケート（単なる行事参加者アンケートは除く）、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※2 行事の企画運営や当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※3 実施予定559件のうち、252件が新型コロナウイルスの影響により中止となった。

※4 実施予定569件のうち、191件が新型コロナウイルスの影響により中止となった。

《子どもに分かりやすい情報発信 事例数》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
ホームページ	303	333	286	176	213
パンフレット等	305	323	310	173	217
その他	128	142	101	76	109
合計	736	798	697	425	539

② 地域

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により、地域団体が実施する取組の多くが中止となり、事例数が大幅に減少している。

《事例数》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
企画運営※1	24	28	26	6	8
行事への参加等※2	255	265	274	73	93
大人の取組※3	95	101	107	63	66
合計	374	394	407	142※4	167※5

※1 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※2 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※3 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組や活動など。

※4 実施予定393件のうち、251件が新型コロナウイルスの影響により中止となった。

※5 実施予定346件のうち、179件が新型コロナウイルスの影響により中止となった。

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり

① 学校における教育相談体制の充実

【相談支援パートナー事業】

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校のほか、小学校40校に試行的に「相談支援パートナー」を配置し、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、別室での学習や体験活動、玄関での出迎えや電話による働きかけなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行った。

《実績》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
支援を行った児童生徒数	804	804	1,019	1,073	1,360

【教育支援センター】

市内6か所の教育支援センターでは、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。

《実績（6施設合計）》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
登録児童生徒数	282	286	252	216	218

【スクールカウンセラー（SC）】

全ての市立学校に心の専門家であるSCを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒やその保護者への教育相談体制の充実を図った。SCは、児童生徒や保護者向けの文書を発行したり、命の大切さをテーマにした授業の講師を務めたりするなど、各学校における心の健康に関する啓発に取り組んだ。

《SCの配置時数（時間/校）》

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
小学校	63	66	69	69	69
中学校	284	284	284	284	284
中等教育学校	560	560	560	560	560
高等学校	280	280	280	280	280
特別支援学校*	560	840	840	840	840

※5校合計

【悩みやいじめに関するアンケート調査】

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基き、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。各学校においては、いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期

的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

《いじめに関する意識調査結果（市立小学校、中学校、高等学校の合計）》

年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
いじめられたことがある	12.5% (17,286 人)	13.1% (18,026 人)	12.9% (17,696 人)	9.9% (13,498 人)	10.5% (14,317 人)
ない	86.9% (119,928 人)	86.0% (118,047 人)	86.5% (118,249 人)	89.6% (122,402 人)	89.0% (121,445 人)

※ 「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 多様な学びを支える環境の充実

【フリースクール】

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

《実績》

補助団体数	11 団体
補助額合計	19,947 千円（令和 3 年度交付額）
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

【若者への支援（若者支援施設）】

若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内 5 か所の若者支援施設を拠点として、高校生等を含む若者の居場所を提供し、若者の社会的自立に向けた支援や交流・社会参加のきっかけづくりを行っている。

平成 30 年度からは、高校中退者等の高卒認定試験に向けた学習支援を行うなど、若者の進学や就労の支援も実施している。

(2) 子どもが安心して暮らせる環境づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は 109 館整備している（令和 3 年度末時点）。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館とする再整備を進めており、令和 3 年度は、「中央児童会館」（中央小学校）、「発寒南さくら児童会館」（発寒南小学校）、「二十四軒児童会館」（二十四軒小学校）を整備した。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は 91 館整備している（令和 3 年度末時点）。

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

② 「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」の推進

【子どもの居場所への関わり】

平成 30 年 8 月から開始した「子どものくらし支援コーディネート事業」において、子どもコーディネーターが地域を巡回する中で、子ども食堂など子どもの居場所にも出向き、気になる子どもがいた際のつなぎ等を依頼している。

(訪問団体数：39 件 ※令和 4 年 3 月末現在)。

また、子ども食堂を中心に構成される「こども食堂北海道ネットワーク」とも情報交換を行い、関係団体との連携を図った。

【子どもの居場所づくり支援事業】

令和 2 年度から、子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動に係る経費の一部を補助する事業を実施している。

《子ども食堂活動支援補助金》

内容	子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対する補助
対象経費	会場使用料、保険料、普及啓発費、物品・教材購入費などの経費
補助金額	10 万円以内/年、補助率：対象経費の 2/3 以内
令和 2 年度実績	11 団体に計 828 千円を交付
令和 3 年度実績	14 団体に計 1,247 千円を交付

《子どもの見守り強化事業補助金》

内容	子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂などの団体が行う居場所での活動や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に対する補助
対象経費	人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費
補助金額	50 万円以内/年、補助率：10/10
令和 3 年度実績	5 団体に計 1,322 千円を交付

③ 青少年健全育成の取組

地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位に各地区育成委員会を組織（90 地区）し、社会参加や多様な体験機会等の提供、安心・安全の環境づくり事業など、町内会、学校など関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を行っている。

子どもの問題行動に早期に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な

指導、助言などを通して非行化の未然防止や悩みごと等の相談アドバイスを行うほか、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を行っている。

(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援

① 子どもの貧困対策の取組

子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成30年3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定し、相談支援体制の充実・強化、子育てや学びへの支援、保護者の就労支援など様々な取組を進めている。この計画においては、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることを特に推進するべき取組としている。

その取組の一つとして、平成30年8月から、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネート事業」を開始し、以降、段階的に巡回対象地区を拡大し、令和3年4月より市内全域で実施している。

《実施状況》

年度	平成30年度		令和元年度		2年度	3年度
時期	8月～10月	11月以降	4月～7月	8月以降	4月以降	4月以降
コーディネーター配置人数	1名	3名	3名	5名	5名	7名
巡回対象地区	2区 10地区	6区 30地区	6区 30地区	10区 50地区	10区 61地区	10区 87地区
相談受理件数	374件		460件		288件	293件

② 児童生徒を取り巻く問題解決への支援（スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業）

児童生徒の悩みや困りの背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒がおかれている環境に問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多い。このため、教育の分野に関する知識に加えて、社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するSSWを学校に派遣し、児童生徒がおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。

《SSWの対応件数》

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
対応件数	1,762	1,904	2,591	1,851

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づき設置された子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・相談の延長としての調整活動、救済の申立て・自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・Eメールによる相談を導入している。
- ・令和2年度からLINEによる相談を通年実施している。

② 相談活動の実績

令和3年度の相談件数は、実件数948件、延べ件数2,886件であり、前年度比では、実件数で7.5%増、延べ件数で10.7%減であった。延べ件数の減少は、LINE相談の休止（令和3年3月26日～7月7日）が大きく影響している。なお、この件数には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

〈相談件数【P.2再掲】〉

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
実件数	943 (13.2%増)	833 (11.7%減)	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)
延べ件数	3,299 (6.2%減)	2,653 (19.6%減)	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)

()は前年度比

【相談状況の内訳】

相談延べ件数（2,886件）について相談者の内訳をみると、子ども本人からの相談が1,504件（52.1%）で最も多く、次いで母親からの相談が935件（32.4%）となっており、両者を合わせて相談延べ件数の8割以上を占めている。

相談方法別にみると、電話が1,464件（50.7%）で最も多く、LINEが736件（25.5%）、Eメールが537件（18.6%）と続いている。LINE及びEメールによる相談は、その多くが子ども本人からの相談となっている。

《相談方法・子どもとの関係別延べ相談者数》

関係 相談方法	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	356	56	777	37	95	143	1,464
	12.3%	1.9%	26.9%	1.3%	3.3%	5.0%	50.7%
面談	85	0	31	1	12	11	140
	2.9%	0.0%	1.1%	0.0%	0.4%	0.4%	4.9%
Eメール	339	11	118	3	8	58	537
	11.7%	0.4%	4.1%	0.1%	0.3%	2.0%	18.6%
LINE	724	1	5	2	2	2	736
	25.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	25.5%
その他	0	0	4	0	0	5	9
	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%
合計	1,504	68	935	43	117	219	2,886
	52.1%	2.4%	32.4%	1.5%	4.1%	7.6%	100.0%

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

令和3年度の調整活動は、32件の案件について実施した（2年度は19件）。

このうち学校を調整先とする案件は18件であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が多くを占めた。なお、児童相談所を調整先とした案件は、15件であり、うち4件は虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき児童相談所通報したものである。

昨年度に比べると学校以外の調整活動が増加しており、複雑多様化する子どもの問題解決のために、様々な機関との調整活動が必要となっている。

《相談項目・調整先別「調整活動」件数》

調整先 相談項目	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	児童※1 相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	3	3	1	1	15	15※2	38
学校（幼稚園）生活 (いじめ、子どもと教師の 関係、不登校など)	8	3	0	2	0	0	13
合 計	18			33			32※3

※1 家庭児童相談室を含む。

※2 区役所（3件）、放課後等デイサービス等（2件）、病院等（2件）、北海道警察（1件）、札幌法務局（1件）、興正児童家庭支援センター（1件）、若者支援総合センター（1件）、その他（4件）

※3 複数の先に調整したケースがあるため、調整先の合計数と調整件数（32件）は一致しない。

④ 救済の申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とし、解決のために必要なときは調査や調整を行う。調査や調整は、相手を諷めたり白黒をつけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

令和3年度は、以下のとおり1件の救済の申立てがなされた。

権利侵害の申立て内容	調整先	調査結果等
子どもの居住権の侵害等	—	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第38条第7号により調査対象外とした

⑤ 他の機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民20機関が参加)」を開催している。

(2) 児童虐待への対応

① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には、家庭児童相談担当係長、事務職員、家庭児童相談員がそれぞれ1名ずつ配置されているが、令和2年度以降、大規模区等に事務職員を1～2名増員する等、体制が強化されている。

児童虐待取扱件数(児童数)としては、令和3年度(速報値)で2,385件となっており、その内訳として身体的虐待:20.8%、性的虐待:1.1%、ネグレクト:22.3%で、特に心理的虐待の割合が全体の55.7%と多くを占めている。(児童相談所取扱分)

《児童虐待取扱件数(児童数)》(令和3年度は速報値)

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
児童相談所	1,913 (6.3%増)	1,885 (1.5%減)	2,401 (27.4%増)	2,562 (6.7%増)	2,385 (6.9%減)
区役所	179 (22.8%減)	231 (29.1%増)	276 (19.5%増)	295 (6.9%増)	298 (1.0%増)

()は前年度比

《児童虐待通告受付件数(児童数)》(令和3年度は速報値)

年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
児童相談所	2,127 (4.0%減)	2,170 (2.0%増)	2,510 (15.7%増)	3,150 (25.5%増)	2,668 (15.3%減)
区役所	305 (20.1%増)	246 (19.7%減)	312 (26.8%増)	419 (34.3%増)	423 (0.9%増)

()は前年度比

② 児童相談体制の強化に向けた取組

専門的相談支援体制を強化するため、児童相談所職員を増員して「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）に掲げる取組を計画的に実施している。

また、令和3年7月1日付けで常勤弁護士（法務専門官）を配置し、児童相談所における法的対応体制を強化した。

(3) 権利侵害を起こさない環境づくり

① ヤングケアラー支援に向けた取組

令和3年5月提言された、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」の報告を受け、令和3年6月にヤングケアラーの支援策について組織横断的な検討を行うための作業ワーキンググループを子どもの権利総合推進本部に設置し、支援体制等についての協議を進めている。

令和3年11月～12月には、札幌市におけるヤングケアラーと思われる子どもを正確に把握するため、市立の中学生や高校生、市立学校を対象に実態調査を実施し、令和4年2月に調査報告書を作成した。

また、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげるため、先進的な取組を実施している神戸市のこども・若者ケアラー支援担当課長を招いたオンライン研修を実施した。

【子ども・若者支援地域協議会 子ども・若者支援セミナー】

日 時	令和4年2月3日（木）13：30～16：00（オンライン）
対 象	さっぽろ子ども若者支援地域協議会構成機関及び関連団体、テーマに関心のある方(95名参加)
内 容	講義：ヤングケアラー支援の取り組みと展望 講師：岡本 和久（神戸市福祉局政策課こども・若者ケアラー支援担当課長）、辻 幸志（NPO法人こうべユースネット理事長・ヤングケアラー居場所づくり事業担当）、松田 考（札幌若者支援総合センター館長）、子）子どもの権利推進担当係長 全国初のヤングケアラー相談・支援窓口を設置し、当事者同士が交流・情報交換ができる場づくりを行っている神戸市における取組状況について学び、札幌において今後どのような支援・取組が必要かパネルディスカッションを行った。

② 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を実施しているほか、「児童虐待防止推進月間」（11月）を中心に、「オレンジリボン講演会」をはじめとした各種啓発活動を行っている。

また、保育所や学校、事業所の教職員など日常的に子どもと関わる方向けに、日常的に見てもらい支援の際に役立てられるよう、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を配布した。

【令和3年度 オレンジリボン講演会】

日 時	令和3年10月27日（水）～令和3年12月19日（日） 動画配信
内 容	講義：地域の中の孤育て(こそだて) ～子育ての輪をつなげるために～ 講師：今泉 明子 氏(興正こども家庭支援センター 副センター長)
	少子化や核家族化等社会環境の変化により子育てが孤立しやすいと言われている状況を受け、親子と地域をつなぐための支援を関係機関がどのようにしていけばよいか、事例を交えて講演した。

【医師による「子ども虐待対応のための研修会」】

日 時	令和4年1月18日（火）18：30～20：00（オンライン）
対 象	医師、看護師、ソーシャルワーカーなどの医療関係の方をはじめ、児童福祉関係分野に従事している方
内 容	講義：児童虐待から子どもを守り、親を支援するために ～関係機関とのさらなる連携をめざして～ 講師：舘 睦子(札幌市児童相談所医事担当部長)
	子ども虐待を見逃すことのないよう、医療機関をはじめとする関係機関の皆様から迅速な通告を行っていただくため、児童相談所の通告への対応や、具体的な児童虐待の症例等について説明した。

③ 児童虐待防止対策推進本部

令和3年度に開催した本部会議においては、「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言を踏まえた各局区の具体的な取組内容やその実施状況に対する自己評価について協議した。また、令和4年2月17日に市長に手交された「令和元年6月死亡事例に係る検証の提言に対する札幌市の取組の評価報告書」を踏まえた今後の取組方針についても協議を行った。

④ 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言の1つである「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性」と実態調査で明らかになった課題を踏まえ、令和3年8月から、様々な困難を抱える10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象に、支援を必要としている方とつながり、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援事業「LiNK」を開始。

SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ支援や、居場所の確保、就労や医療機関の連携など自立に向けた支援のほか、行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置し、各関係機関との連携を図りながら支援を行っている。

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。令和3年度は、第6期委員会（令和3年2月～令和5年2月）において権利条例に関する取組状況の検証及び子どもの生活実態調査の調査結果中間報告について報告を行った。

【実績】

- ・委員数：15名（公募委員6名、うち3名が子ども委員）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：2回

2 第3次子どもの権利に関する推進計画

権利条例に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、子どもの権利委員会で実施している。

【計画期間】

令和2年度～令和6年度（5年間）

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

【基本施策】

1. 子どもの権利を大切にす意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

【成果指標】

指標	対象	アンケート調査※1		目標値 (6年度)
		令和2年度	3年度	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	67.6%	67.3%	80%
子どもの権利についての認知度	子ども	71.0%	70.2%	75%
	大人	63.1%	69.7%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	62.3%	58.5%	70%
	大人	50.7%	53.0%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は令和5年度）※3	小学生	94.1%	94.1%	96%
	中学生	88.9%	88.4%	90%
	高校生	91.6%	92.4%	90%

※1 「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

【活動指標】

指標項目	平成 30 年度	令和 2 年度	3 年度	目標値 (4 年度)
出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数（累計）	—	22 件	49 件	300 件※
地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265 件	73 件	93 件	280 件
子どもアシストセンター「LINE」相談件数	38 件	813 件	736 件	1,000 件
オレンジリボン地域協力員登録人数（累計）	16,346 人	17,080 人	18,006 人	19,200 人

※令和 2 年度～令和 4 年度の啓発活動の累計件数。